

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所における使用前検査／使用前事業者検査の扱い
についての面談

2. 日時：令和2年5月20日 15時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官

嶋崎管理官補佐、清水検査技術専門職

核燃料施設審査部門

猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、平野主任安全審査官

日本原燃(株)再処理事業部 技術部部長 他8名

5. 要旨

○日本原燃(株)再処理事業所（以下「事業者」という。）から、今後の使用前検査／使用前事業者検査の検査対象範囲及び検査方法等について、資料に基づき説明があった。

- ・ 建設工事の旧基準への適合に関しては、既に、設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）を受けており、新規制基準において規制要求等（設計・評価）に変更が生じない施設・設備については、使用前検査を受検する。検査方法は、適合性確認検査結果による確認とし、そのうち、既に受検済の機器／設備については、使用前検査受検実績、設備の維持状況等による確認とする。
- ・ 規制要求等に変更（既認可の設工認からの設計・評価の変更等）が生じる施設については、使用前事業者検査を実施するものとする。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ 検査の枠組み（使用前検査／使用前事業者検査）をもとに整理する前に、新規制基準の要求事項に適合していることを、事業者としてどのような方法（フロー）で網羅的に確認するのか整理すること。
- ・ 事業者として新規制基準の適合性を確認する方法の中には、長期間停止又は保管されている施設が経年劣化等を考慮しても使用可能であるか、一定期間基準を維持し運転することができるのか評価することを含める必要がある。

○事業者から、了承した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前検査／使用前事業者検査の扱いについて